

■■■ 土砂災害特別警戒区域内における建築確認について ■■■

		A	B	C
配置計画				
敷地に対するレッドゾーンの割合		過半		過半ではない
建築物の位置		レッドゾーン内	レッドゾーン外	レッドゾーン内
構造規定の強化	※レッドゾーン内の構造規定(施行令第80条の3)	全ての建築物	適用有	適用無
	確認申請手続き	必要 (配置図等に対策を明示)	不要	必要 (4号建築物の場合は、配置図等に対策を明示)
4号建築物	都計外	必要 (4号建築物の場合は、配置図等に対策を明示)		
	都計内			
1~3号				

■■■ 土砂災害特別警戒区域内における建築物の構造方法について ■■■

※レッドゾーン内の構造規定(施行令第80条の3)【仕様規定のイメージ図】

**■外壁の構造方法**

- ・RC造、強度 18N/mm<sup>2</sup> 以上
- ・原則、開口部は設けない
- ・厚さ 15cm 以上
- ・長さ 1m 当たりの縦筋の断面積の和が、作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上
- ・φ 9mm 以上の横補強筋を 30cm 以下の間隔で配置

※上記は、平 13 国交告第 383 号の第 2 第一号イの場合の参考図です。第一号の規定に適合しない構造で土石等に抵抗する場合や土石等の力や高さが所定の値を超える場合には、第二号の計算によることとなります。

**■控壁の構造方法**

- ・RC造、強度 18N/mm<sup>2</sup> 以上
- ・原則、開口部は設けない
- ・厚さ 15cm 以上
- ・長さ 1m 当たりの縦筋の断面積の和が、作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上
- ・φ 9mm 以上の縦横補強筋を 30cm 以下の間隔で配置
- ・外壁の屋内側に当該外壁に対して垂直に設け、高さは外壁以上
- ・外壁に接着する部分間の中心距離は 4m 以下

**■基礎の構造方法**

- ・RC造、強度 18N/mm<sup>2</sup> 以上
- ・原則、開口部は設けない
- ・立上り部分の厚さ 20cm 以上
- ・底盤の厚さ 30cm 以上
- ・根入れの深さ 60cm 以上
- ・立上り部分 φ12mm 以上の補強筋を 20cm 以下の間隔で配置
- ・底盤 φ12mm 以上の補強筋を縦横に 15cm 以下の間隔で配置
- ・布基礎とする場合 底盤の幅を 60cm 以上 底盤に φ12mm 以上の補強筋を配置 底盤の長さ 1m 当たりの鉄筋の断面積の和が作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上